

経済文教常任委員会記録

令和6年6月24日（月）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時22分

○出席委員（7名）

4番 三浦 行 委員 6番 工藤 賢生 委員 8番 樋川 篤子 委員
10番 成田 大介 委員 14番 畑山 聡 委員 21番 蒔苗 博英 委員
23番 石岡 千鶴子 委員

○出席理事者（4名）

教育部長 成田 正彦 学務健康課長 相馬 隆範
農林部長 森岡 欽吾 農村整備課長 小倉 洋幸

○出席事務局職員（2名）

次長補佐 高屋 憲 書記 田村 宣樹

【午前10時00分 開会】

○委員長（石岡千鶴子委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第64号 動産の取得について（学校什器及び備品）

○委員長（石岡千鶴子委員） まず、議案第64号動産の取得についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（成田正彦） 議案第64号動産の取得について御説明申し上げます。説明につきましては、別にお配りしております概要をまとめた資料がございますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

石川小・中学校の供用開始に向けまして、机等の什器類について業務委託で取得するというものでございます。

事業概要は、出張所、児童館及び公民館と一体となった、当市初の複合施設となる石川小・中学校で児童生徒及び教職員のよりよい教育環境を実現するため、使用する備品等の選定、調

達、レイアウトの提案、納入についてプロポーザル方式で企画提案を求め、事業者を選定し、取得するというものでございます。

プロポーザル審査につきましては、学校関係者、県教育委員会及び市教育委員会の職員計8名で審査委員会を組織して、2月26日に審査をしております。

買入れする学校什器及び備品は次ページ別紙のとおりとなります。主に、職員室、保健室、図書室、音楽室、会議室などに配置するものであります。別紙の、A3の図面のほうがございますけれども、こちらのほうの赤色で示している備品が今回の対象となります。なお、青色につきましては、一般的な児童生徒用の机や椅子などで、提案の余地が薄いものであることから、個別に発注するというような内容になります。

優先交渉権者は、株式会社弘前事務機器商会です。

契約額は2326万2943円で、5月15日に仮契約しております。

今後につきましては、7月上旬に本契約し、8月に納入となる予定でございます。

以上で説明のほうを終わります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○4番（三浦 行委員） 質疑いたします。公募型プロポーザル方式とはどういう方式か。また、一体的な企画提案とはどういうものかお伺いします。

財源についてもお伺いします。

あと、応募は何者あったのか。どうして優先交渉権者が株式会社弘前事務機器商会になったのか、審査や経緯についてお伺いします。

○学務健康課長（相馬隆範） それではまず、一つ目の質疑の、公募型プロポーザル方式とはどういう方式かについてお答えいたします。

公募型プロポーザル方式とは、業務委託等の契約の候補者を特定する場合において、広くプロポーザルへの参加を募集し、応募があった者のうち参加資格要件を満たす者から企画提案書の提出を受け、当該企画提案書の審査及び評価、ヒアリングを実施した上で当該委託業務等の履行に最も適した候補者を特定する方式でございます。

次に、一体的な企画提案とは、什器や備品の選定、レイアウトの作成、調達、納品までの工程管理やスケジュール調整までをまとめて企画提案してもらうというものでございます。

続きまして、二つ目の質疑、財源についてでございます。

令和6年度の予算額につきましては、石川小・中学校備品整備等業務委託料として2508万1000円を計上しております。こちらは一般財源でございます。

続いて、応募のほうは1者からでございます。

三つ目の質疑です。優先交渉権者が弘前事務機器商会になった審査や経緯についてでございます。

本年2月26日に審査委員会を開催いたしまして、参加表明がありました1者からのプレゼンテーション及び審査委員8名によるヒアリングを行いました。審査委員会においては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容につきまして、本業務に係るビジョン、実施体制やスケジュールのほか、提案内容及び見積価格などの評価項目に基づき、各審査委員による採点の結果、評価点847点、評価点の平均が105.9点となり、評価点の平均が70点以上という条件を満たしたため、優先交渉権者に特定したものでございます。

○8番（樋川篤子委員） これ、1者からの応募ということだったのでございますけれども、この1者がかもしも審査の基準を満たさなければ、もう1回何か、また違う流れというものがあったのかと

ということと、今おっしゃられた点数ですね。いつもここで説明いただいている、何点、何点という表があるのですけれども、それと同じような項目ということで、それは公表されていないものですか。審査項目と点数の二つ。

○学務健康課長（相馬隆範） まず1点目の70点以上に達しなかった場合ですけれども、こちらのほうは優先交渉権者がなしということで、また改めて募集ということになります。

○教育部長（成田正彦） 今の件について補足ですけれども、1回目と同じ内容でやっても2回目は当然応募がないというか、点数が上がらないということも考えられますので、提案する内容といたしますか、いろいろ改定するといたしますか、そういったことをしながら、提案できるような内容にしてもらって再プロポーザルをかけていくというような形になっていくかと思えますので。（「同じ業者にですか」と呼ぶ者あり）市内の指名業者といたしますか、そちら全部に声をかけて提案を求めるといような中身になります。

○学務健康課長（相馬隆範） 続きまして、評価項目、審査基準についてですけれども、こちらのほうは募集要項の中で公表してございます。ただ、それぞれの、個々の点数については非公表ということにしてございます。

○14番（畑山 聡委員） 全然分からないので聞くのですが、弘前事務機器商会は私も存じていますけれども、それに匹敵するような、対応するような会社とかは存在しないのかなのか。そしてそういうところにも分かるようにお知らせしたのかなのかお話をしていただければと思いますけれども。

○学務健康課長（相馬隆範） 備品の調達でプロポーザル方式を採用したのは今回が初めてでございます。開始前から他の自治体の類似事例とかを参考にしながらこちらのほうでも検討を進めてまいりました。

また、市内の業者のほうにも何者か声をかけて参加可能かということでお話は伺ってございました。しかしながら、結果的には参加が1者ということになったものでございます。

○14番（畑山 聡委員） 聞きたいのは、何者に声をかけたのかということを知りたいのです。

○学務健康課長（相馬隆範） 今回、こちらのプロポーザルは公募型ということで、ホームページのほうに一括して募集要項のほうを掲載いたしましたので、これは全ての方が見られる環境になってございます。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第67号 物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

○委員長（石岡千鶴子委員） 最後に、議案第67号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。農林部長。

○農林部長（森岡欽吾） 議案第67号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について御説明申し上げますので、別にお配りしております資料1を御覧ください。

本件に係る物損事故は、令和6年2月15日午後11時30分頃、相手方車両が津軽中部独狐・十腰内線、愛称やまなみロードを宮舘方面から大森方面へ走行中、弘前市大字鬼沢字猿沢195番207地先において、当市が所有する土地に自生していた雑木が車道側に倒れ、相手方車両のボンネット等が損傷したものであります。

なお、当該事故の原因は、根元が腐食していた雑木の枝に重く湿った雪が積もったことによるものと考えられます。

次に、損害賠償の額は、車両の修理費用226万8200円と代車費用15万8400円の合わせて242万6600円となり、過失割合につきましては、市が100%、相手方がゼロ%で、損害賠償金は当市が加入する道路賠償責任保険で全額支払われることとなります。

次に、和解の内容につきましては、市は相手方の損害に対する賠償金として242万6600円を相手方に支払い、双方ともこの事故に関して今後何らの請求をしないものであります。

資料2を御覧ください。

事故の発生した場所につきましては、船沢出張所からは北に約6キロメートル、裾野出張所からは南に約4キロメートルのやまなみロード上に位置し、最も標高が高い場所となっております。

以上の内容で相手方と示談の同意を取り付けましたので、物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

説明は以上であります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○4番（三浦行委員） 倒木の原因が雪の重みと木の根元の腐食ということです。事前に点検というのも大変とは思いますが、市内の街路樹で衰弱している雑木の点検はどのくらい行っているのかお伺いいたします。

あともう1点、市内では、過去5年間で雑木の倒木事故が何件あったか。危険なところとか通報のあった場所はどのような対応をしているのかお伺いします。

○農村整備課長（小倉洋幸） まず、1点目の雑木の点検ということでございますけれども、市内の街路樹、自生してきた全ての雑木の把握・管理はできないところではございますけれども、その街路樹または雑木はその生育している底地に応じて管理者が異なるものでありますので、あくまで当課が管理している農道という部分についてお答えさせていただきます。

農道の点検状況といたしましては、今回事故が発生したやまなみロードにおいては週1回直営によりパトロールを行っているところでございます。なお、気象警報の発表等が見込まれる場合におきましては、事前に倒木しそうな樹木がないか見回るとともに、天候がある程度落ち

着いてきたら被害が発生していないか再度確認しているところでございます。

また、その他の農道等につきましては、比較的交通量が少なく、沿線には田畑が多く雑木が少ないため、近隣へ別用件で外勤した際に併せてパトロールを行っている状況でございます。

続きまして、過去5年間の雑木の倒木事故、あと通報があった場合の対応ということでございますが、令和元年から5年までの過去5年間において当課が管理している農道では、損害賠償を伴う雑木の倒木による事故は発生していないところでございます。

なお、倒木によるものではございませんけれども、道路の穴ぼこや剥離したアスファルト片の接触といった形で路面破損が起因となった事故による損害賠償は2件ございました。

あとは危ない場所や通報があった場合にどうしているかということでございますけれども、市民から危険箇所等の通報があった際は、まずはその状況を聞き取った上で、その状況がどうかということ踏まえまして、現地を確認しているところでございます。

なお、その現地確認後、明らかに危険性が高かったり、通行の妨げになりそうな樹木が存在している場合におきましては、委託業者に指示を出しまして、速やかに枝払い、伐採等を行っている状況でございます。

○4番（三浦 行委員） 物損事故はなかったという御答弁でしたが、倒木自体は結構あるのかなと思ったのですけれども、どうでしょうか。

○農村整備課長（小倉洋幸） 倒木は倒木としてある場合はその都度対応させていただいているのですけれども、その件数が何件あるかということまではちょっと把握し切れない状況でございます。

○14番（畑山 聡委員） 損害を生じた車は、この写真だけで見るとトヨタのヴェルファイアかアルファードかと思うのですが。

○農村整備課長（小倉洋幸） 委員おっしゃるとおりトヨタ社のアルファードでございます。

○21番（蒔苗博英委員） 2月15日に事故があって、それからもう4か月ちょっとたっていますけれども、その間、ここを見ると代車費用も発生していると。これは何日くらい代車に乗って、もうこの車は既に直ってしまったのか、その辺のところをお聞きします。

○農村整備課長（小倉洋幸） 代車の期間ですけれども、3週間の期間がかかりました。実際の代車の費用の部分につきましても、保険会社のほうから妥当性があるということでその費用は今回認められているところでございます。

あともう1点、その修理のほうはどうなのかということでございますけれども、今回の議案を提出するに当たって、事前に今回の内容での相手方との同意が得られたものですから、現在修理中という状態でございます。

○21番（蒔苗博英委員） 現在修理中だと、代車に3週間乗っている、そうするとその3週間以降はどのようにしているのですか。この方は多分、通勤とかあるいは仕事とかに使っているのだと思うのだけれども、その辺のところはどうなっていましたか。

○農村整備課長（小倉洋幸） 代車の費用につきましては、あくまで保険のほうでは今回3週間までは認められるという期間でのことでございましたので、それ以降の部分については、御本人様の負担になっているのですが、その辺も含めまして、相手方との同意を得たということになっておりました。本来であれば、もしかしたら4週間、5週間というふうなことも考えられるのですが、その辺は本人との示談交渉の中で3週間の保険が適用できる部分での了承を頂いたところでございます。

○21番（蒔苗博英委員） 全く違う話ですけれども、温暖化が進むとやっぱり重い雪というのは

確実に、これからもそのような形になっていくと思います。別の委員会のほうでも松が倒れたとかというふうな話もあって、この少雪の中でもこのようなことが起きるのですから、やはり道路の、特に農道のその辺のところとか、あるいは市道の雑木の管理と申しますか、結構枝が落ちたりして騒いでいる方もいらっしゃいますので、ですからそういうことを随時見て回って、危険箇所あるいは倒木しそうな木をチェックしながらやっていただければいいのかなど。我々も回ってみて危ないところはすぐに言いますので、ひとつチェックをしていただきたいという要望でございます。

○農村整備課長（小倉洋幸） いつも市民の皆様、様々な方から注意喚起とか情報を頂いております、なるべく早く対応をしているつもりではあるのですが、いろいろと御面倒をかけている部分があるかと思えます。

実際のところ、今、委員がおっしゃられたように自生している全ての雑木について今回のように腐食の状況がどうなのかと、全て把握することはやっぱり難しい部分ではあるのですが、やはり私どもといたしましては、通常のパトロールに加えて、先ほどの答弁と若干重複するところはあるのですが、外勤した際には農道パトロールを並行してやるなど、我々も確認頻度を増やしたり、工夫をしながら限られた人員と予算の中で対応していければなど。その中でやはり全てを見ていくことも難しいのであれば、危険が発生しそうな、何か起こり得るというような部分につきまして、やはりそういうところから優先順位をつけまして、委託業者などに指示してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時22分 散会】